

別表 特別障害者手当障害等級表

- ① 両眼の視力がそれぞれ 0.03 以下のもの、又は一眼の視力が 0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの。
- ② 両耳の聴力レベルが 100 デシベル以上のもの
- ③ 両上肢の機能に著しい障がいをもつ者または両上肢のすべての指を欠くもの若しくは両上肢のすべての指の機能に著しい障がいをもつもの
- ④ 両下肢の機能に著しい障がいをもつ者または両下肢を足関節以上で欠くもの
- ⑤ 体幹の機能に座っていることができない程度または立ち上がることができない程度の障がいをもつもの
- ⑥ ①から⑤までに掲げる者のほか、身体の機能の障がいまたは長期にわたる安静を要する病状が①から⑤までと同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
- ⑦ 精神の障がいであって、①から⑥までと同程度以上と認められる程度のもの